

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年 4月 1日制定

平成20年 3月17日改正

平成21年 3月30日改正

平成24年 5月11日改正

平成25年 3月22日改正

平成26年 3月19日改正

平成27年 3月20日改正

平成30年 3月20日改正

平成31年 3月20日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器の装着に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1 ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で別紙1に示すものとする。

(助成対象車両)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員事業者に所属する営業用（緑ナンバー）自動車とする。

2 一事業者につき5台を上限とする。

(募集期間)

第4条 4月1日から、2月末日まで（予算枠に達した場合はその時点まで）

(助成金の交付額)

第5条 前条の助成金の交付額は、あらたに装置を装着する会員事業者に対して車両1台当たり次のとおりとする。

機器名	助成額（単位：円）
ドライブレコーダー・簡易型	10,000
ドライブレコーダー・運行管理連携型	20,000
ドライブレコーダー・スマートフォン活用型※1	5,000

※1 タブレット端末による場合はアプリケーションに助成
但し、費用が助成金額を下回る場合は、その下回った金額とする。

2 当該機器が第2条第1項及び第2項のいずれの基準にも該当する場合であっても、交付限度額は機器1台分とする。

※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては、対象外とする。

(助成限度)

第6条 当該年度の交付金事業予算額の範囲内とする。

ただし、申請者多数の場合は、熊ト協単独助成を検討する。

(装置の装着)

第7条 助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から一ヶ月以内に、様式1の「ドライブレコーダー機器導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」に様式2の「ドライブレコーダー機器導入促進助成金申請内訳書」及び国の補助金を利用していないことを証明する書類「誓約書」、装着車両の「自動車検査証(写)」、装置装着に支払った「領収書(写)」、「リース契約書(写)」を添付して、2月末日までに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条のドライブレコーダー機器導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。原則として、この報告書の到着月の末日締、翌月10日支払いとする。

(財産処分の制限)

第10条 事業者は、交付対象となった機器が4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。